

長岡市職員不正行為再発防止検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした容疑で平成31年1月18日に逮捕されたことを受け、職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、長岡市職員不正行為再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 職員の不正行為の再発防止策に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、本市の副市長、地域政策監、危機管理監及び職員の13人以内の委員で組織する。

2 委員会に、アドバイザーを置くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、総務部の担当する事務を所管する副市長とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月24日から施行する。